

お客様各位

平成29年7月1日

今年の梅雨は、前半は雨量が少なかったものの、後半に掛けて局地的大雨も発生しており、注意が必要です。皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 税制解説～非上場株式評価の改正
3. コラム～個人情報保護法改正について

## 1. 今月の事務

今月は人事関係事務の締め切りが沢山あります。

### ①納期の特例の承認を受けている場合の源泉徴収税額の納付

給与や退職金などから源泉徴収した所得税・復興特別所得税の納付期限は、原則として徴収日の翌月10日ですが、「従業員数が常時10人未満」の事業所は、手続きの負担を減らすため、年2回にまとめて納付できる「納期の特例」があります。この特例の承認を受けている場合、1月～6月分の源泉徴収税額をまとめて7月10日までに納付します。

### ②賞与支給に伴う健保・厚年の保険料の納付

7月に夏季賞与を支給すると、支給日より5日以内に健康保険・厚生年金保険の「被保険者賞与支払届」を提出する必要があります。これに基づき、翌月の「納入告知書」には、賞与に係る負担分も加算された保険料額が記載されるので、記載金額を確認して納付しましょう。なお、保険料の計算基礎となる標準賞与額の上限は、健康保険が年度累計額で573万円、厚生年金保険については1か月当たり150万円です。この金額を超える賞与には社会保険料が掛らないこととなります。

### ③健保・厚年の被保険者報酬月額算定基礎届の提出

社会保険に加入している事業所は、7月1日現在で使用しているすべての被保険者の4月～6月に支払った賃金を「被保険者報酬月額算定基礎届」に記入し、原則として7月10日までに提出しなくてはなりません。ただし、届出先（年金事務所または日本年金機構事務センター）の都合上、締切日が早まったり、会社ごとに提出日を決めているケースもあることに注意して下さい。

### ④労働保険の年度更新手続き

労働保険の年度更新手続き（「労働アスベスト保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」の提出および保険料等の納付）の期限は原則として7月10日です。手続きが遅れると、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）が課されることがありますので注意してください。拠出金は、特別加入者や雇用保険のみ適用の事業所は対象外となります。

### ⑤協会けんぽの被扶養者資格の再確認

6月上旬より、協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施されています。「平成29年度健康保険被扶養者状況リスト」が届いた事業所は、被扶養者の資格を確認し、7月31日までに提出して下さい。

## 2. 税制解説～非上場株式評価の改正

中小企業では非上場が大半であるため、相続や贈与などで株式を移転した際に株式評価を行う際には、

会社が属する類似業種の上場株式価額を加味して計算します。これを類似業種比準方式と言います。

具体的には、下記の算式で示され、標本となる類似業種の配当、利益及び純資産額と比較して、自社の数値が低ければ、評価額を下げられるのです。

平成 29 年度において、この類似業種比準方式に大きな改正が行われ、従来は利益水準の割合が全体の 5 分 3 を占めていたのですが、配当及び純資産と同様に 3 分の 1 とされました。

$$\begin{array}{l} \text{(改正前)} \\ \text{類似業種} \\ \text{の株価} \end{array} \times \left[ \frac{\begin{array}{c} \text{＜配当＞} \\ \text{自社} \\ \text{類似業種} \end{array}}{\text{類似業種}} + \frac{\begin{array}{c} \text{＜利益＞} \\ \text{自社} \\ \text{類似業種} \end{array}}{\text{類似業種}} \times 3 + \frac{\begin{array}{c} \text{＜純資産＞} \\ \text{自社} \\ \text{類似業種} \end{array}}{\text{類似業種}} \right]$$

$$\begin{array}{l} \text{(改正後)} \\ \text{類似業種} \\ \text{の株価} \end{array} \times \left[ \frac{\begin{array}{c} \text{＜配当＞} \\ \text{自社} \\ \text{類似業種} \end{array}}{\text{類似業種}} + \frac{\begin{array}{c} \text{＜利益＞} \\ \text{自社} \\ \text{類似業種} \end{array}}{\text{類似業種}} + \frac{\begin{array}{c} \text{＜純資産＞} \\ \text{自社} \\ \text{類似業種} \end{array}}{\text{類似業種}} \right]$$

この改正の狙いは、従来ベースでは、株価評価時に多額の役員退職金支給などで利益を圧縮すれば（赤字なら効果大）、株式評価額を大きく下げる節税策が採れたのですが、これを封じ込めることにあります。

これも、相続課税強化の一環であり、とりわけ規模の大きい会社への影響が大きく、今後は総資産及び売上高を調整する対策が必要になります。

### 3. コラム～個人情報保護法改正について

平成 17 年 4 月に施行された個人情報保護法の改正法が、今年 5 月 30 日より施行されていることはご存じと思います。

改正前の個人情報保護法では、事業活動に利用している個人情報が 5,000 人以下の小規模取扱事業者は個人情報保護法の適用対象とされていましたが、改正後は、全ての小規模取扱事業者にも個人情報保護法が適用されています。

これに伴い、事業者が守るべき下記の 5 つのルールが適用されます。

- ① 個人情報を取得・利用する時は、その利用目的を本人に通知、又は公表すること（あらかじめ利用目的を公表している場合を除く。）
- ② 個人情報を保管する時は、情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること
- ③ 個人情報を他人に渡す時は、あらかじめ本人の同意を得ること
- ④ 個人情報を外国にいる第三者に渡す時は、必ず本人の同意を得ること
- ⑤ 本人から個人情報の開示を求められた時は、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

特に、②の安全管理対策では、紙の顧客台帳はカギのかかる引き出しで保管し、パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定、顧客台帳を管理するパソコンにウィルス対策ソフトを入れる必要があります。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>